

総 理 府 令 第 号  
通商産業省

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第六条第一項、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、環境事業団が行う宅地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める命令を次のように定める。

平成十年 月 日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

通商産業大臣 堀内 光雄

環境事業団が行う宅地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める

命令

（第二種事業の判定の基準）

第一条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。次項及び次条第一項において「令」という

。別表の十三の項のイの第三欄に掲げる要件に該当する環境事業団が行う宅地の造成の事業（以下この条において「第二種事業団事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種事業団事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いこと。

二 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第二種事業団事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二種事業団事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留し

やすい地域

ロ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ハ 自然度が高い植生の地域、藻場、干潟、さんご群集、汽水湖その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

二 イからハまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

三 第二種事業団事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種事業団事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第五条の二第一項の指定地域

ロ 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第六条第一項の特定地域

ハ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第五条第一項の規定により指

定された沿道整備道路

二 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第四条の二第一項の指定水域又は指定地域

ホ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された指定湖沼又は同条第二項の規定により指定された指定地域

ヘ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第二条第一項の瀬戸内海又は同条第二項の関係府県の区域（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第三条の区域を除く。）

ト 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第四十一条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

チ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域

リ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

又 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

ル 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

ヲ 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第三条第一項の規定により指定された緑地保全地区の区域

ワ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

カ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

コ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1の規定により指定された湿地の

## 区域

タ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十五条第一項又は第四項の規定により指定された保護水面の区域

レ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により指定された名勝

（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）

ソ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域

ツ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域

ネ イからツまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

- 四 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第二種事業団事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種事業団事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
- イ 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）であつて、大気の汚染（二酸化窒素又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。）、水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐<sup>りん</sup>に関するものに限る。）又は騒音に係るものが確保されていない地域
- ロ 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十七条第一項の限度を超えている地域
- ハ 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十六条第一項の限度を超えている地域
- ニ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

2 第二種事業団事業が前項各号に掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該第二種事業団事

業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該第二種事業団事業及び当該同種の事業が総体として、令別表の十三の項のイの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業に相当する規模を有するものとなるとき又は前項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第二種事業団事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められるものとする。

(方法書の作成)

第二条 令別表の十三の項のイの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する環境事業団が行う宅地の造成の事業（以下「対象事業団事業」という。）に係る法第五条第一項第二号に掲げる事項のうち対象事業団事業の内容に係る記載は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- 一 対象事業団事業の種類
- 二 対象事業団事業の規模
- 三 対象事業実施区域
- 四 設置されることとなる工場及び事業場の種類及び配置計画の概要

五 前各号に掲げるもののほか、対象事業団事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 対象事業団事業に係る法第五条第一項第三号に掲げる事項の記載は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を、第五条第一項第二号の規定の例により区分し、行うものとする。

3 第一項第三号及び前項の事項について把握した結果の記載に当たっては、その概要を縮尺五万分の一以上の平面図上に明らかにするものとする。

4 対象事業団事業に係る法第五条第一項第四号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由（第六条第一項の標準項目を選定しなかった場合にあつては、その理由を含む。）を明らかにするものとする。

5 対象事業団事業に係る法第五条第一項の方法書には、法第五条第二項の規定により二以上の対象事業について併せて方法書を作成した場合にあつては、その旨を明らかにするものとする。

（環境影響を受ける範囲と認められる地域）

第三条 対象事業団事業に係る法第六条第一項の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、次に掲げる要件のいずれかに該当する地域とする。

- 一 対象事業実施区域及びその周囲一キロメートルの範囲内の区域であること。
- 二 既に入手している情報によつて、一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断されること。

(項目及び手法の選定に関する指針)

第四条 対象事業団事業に係る法第十一条第三項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第十一条までに定めるところによる。

(事業特性及び地域特性の把握)

第五条 対象事業団事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業団事業の内容(以下「事業特性」という。)並びに対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という

。 ) に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

一 事業特性に関する情報

イ 対象事業実施区域及びその面積

ロ 事業の実施に係る工法、期間及び工程計画の概要

ハ 配置計画、種類、操業規模その他の設置されることとなる工場及び事業場の概要

ニ その他の事項

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第三項第一号及び別表第一において

「大気環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（次条第三項第一号及び別表第一において「水環

境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

地形及び地質の状況

動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

## □ 社会的状況

人口及び産業の状況

土地利用の状況

河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

交通の状況

学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の

## 概況

下水道の整備の状況

環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内

容その他の状況

## その他の事項

2 前項第二号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握することとし、必要に応じ、関係地方公共団体、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

### (環境影響評価の項目の選定)

第六条 対象事業団事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該対象事業団事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、別表第一に掲げる一般的な事業の内容によって行われる対象事業団事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「標準項目」という。）に対して必要に応じ項目の削除又は追加を行ってするものとする。

2 前項の規定による検討は、次に掲げる各影響要因に関し、物質を排出し、又は既存の環境を損ない、若

しくは変化させることとなる要因として事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに行うものとする。

一 対象事業団事業に係る工事の実施（第十条第一項第四号及び別表第一において「工事の実施」という。）

二 対象事業団事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であつて対象事業団事業の目的に含まれるもの（別表第一において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

3 第一項の規定による検討は、次に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。）

イ 大気環境

大気質

騒音

振動

悪臭

から までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

口 水環境

水質（地下水の水質を除く。別表第一において同じ。）

水底の底質

地下水の水質及び水位

から までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

八 その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。）

地形及び地質

地盤

土壌

## その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素  
(第四号に掲げるものを除く。)

イ 動物

ロ 植物

ハ 生態系

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。)

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ 廃棄物等(廃棄物及び副産物をいう。次条第一項第六号及び別表第一において同じ。)

ロ 温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。次

条第一項第六号及び別表第一において同じ。）

4 第一項の規定による項目の削除は、次に掲げる項目について行うものとする。

一 標準項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合における当該標準項目

二 対象事業実施区域又はその周囲に、標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合における当該標準項目

5 第一項の規定による項目の追加は、次に掲げる項目について行うものとする。

一 事業特性が標準項目以外の項目（以下この項において「標準外項目」という。）に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合における当該標準外項目

二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する標準外項目に係る環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合における当該標準

外項目

イ 標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

□ 標準外項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の  
対象

八 標準外項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地  
域

6 第一項の規定による項目の削除及び追加は、前条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門  
家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。

7 環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生  
じたときは、必要に応じ第一項の規定により選定された項目（以下「選定項目」という。）の見直しを行  
うものとする。

8 第一項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定  
項目として選定した理由及び標準項目に対して項目の削除を行った場合にあつてはその理由を明らかにで  
きるよう整理するものとする。

（調査、予測及び評価の手法の選定）

第七条 対象事業団事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目ごとに選定項目の特性及び対象事業団事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第十条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法

二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目 陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置

する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（別表第二において「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目 景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等及び温室効果ガス等に関し、それらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

2 前項の規定による手法の選定は、第五条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他

の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。

3 環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ第一項の規定により選定された手法の見直しを行うものとする。

4 第一項の規定による手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理するものとする。

(手法の簡略化及び重点化)

第八条 対象事業団事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定における標準項目に係る調査及び予測の手法の選定に当たっては、各標準項目ごとに別表第二に掲げる標準的な調査及び予測の手法(以下この項及び別表第二において「標準手法」という。)を基に、必要に応じて、標準手法より簡略化された調査若しくは予測の手法の選定(次項において「手法の簡略化」という。)又は標準手法より詳細な調査若しくは予測の手法の選定(第三項において「手法の重点化」という。)を行うものとする。

2 前項の規定による手法の簡略化は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。

二 対象事業実施区域又はその周囲に、標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

三 類似の事例により標準項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

四 調査の手法については、標準項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、標準手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

3 第一項の規定による手法の重点化は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。

一 事業特性が標準項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する標準項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 標準項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

ロ 標準項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対



区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（別表第二において「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（別表第二において「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の基本的な手法を選定するものとする。

3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう設定するものとする。

4 調査の手法の選定に当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる



験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法（定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法）

二 予測の対象とする地域（第三項及び別表第二において「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第二において「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第二において「予測対象時期等」という。） 供用開始後の定常状態及び工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 前項第四号に規定する予測の対象とする時期については、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要



必要なときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

(評価の手法)

第十一条 対象事業団事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

一 調査及び予測の結果並びに第十三条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象事業団事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、環境事業団により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。

二 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によつて、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

三 環境事業団以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明ら



て「代償措置」という。）を検討するものとする。

（検討結果の検証）

第十四条 環境保全措置の検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、環境事業団により実行可能な範囲内で対象事業団事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証するものとする。

（検討結果の整理）

第十五条 環境保全措置の検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理するものとする。

- 一 環境保全措置の内容、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
- 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要な応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境への影響
- 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由

五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される環境に係る環境要素の種類及び内容

(事後調査)

第十六条 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業団事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するための調査(以下この条において「事後調査」という。)を行うものとする。

2 前項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。

二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

3 第一項の規定による事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めるものとする。

一 事後調査を行うこととした理由

二 事後調査の項目及び手法

三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針

四 事後調査の結果の公表の方法

五 地方公共団体その他の事業者以外の者（以下この号において「地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における、当該地方公共団体等との協力又は当該地方公共団体等への要請の方法及び内容

六 対象事業団事業に係る施設等の譲渡後における、事後調査の実施主体の名称並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

附 則

この命令は、公布の日から施行する。